

# 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和3年8月改定版）

香港日本人学校大埔校

## 1 健康観察

教育局通達による体温基準（カッコ内は耳体温計の基準）

【家庭】 37.4℃（38.1℃）以上の場合は登校を控える。

【学校】 37.4℃（38.1℃）以上の場合は家庭に連絡して帰宅させる。

※ 発熱した際は、解熱後48時間を経過するまで出席停止とする。  
ただし、医師から登校の許可が出ている場合はこの限りではない。

### <以下の場合には「出席停止」として扱う>

- ・新型コロナウイルスへの感染が判明したとき（出席停止の期間は衛生署の指示に従う）
- ・児童が感染者の濃厚接触者に特定されたとき（出席停止の期間は衛生署の指示に従う）
- ・発熱や呼吸器症状、味覚・臭覚の異常がみられるとき
- ・家族に発熱や呼吸器症状、味覚・臭覚の異常がみられるとき
- ・体温が37.4℃以上（耳：38.1℃以上）のとき
- ・解熱から48時間を経過していないとき
- ・域外から香港に入境する移動日及び強制検疫期間中
- ・強制検疫終了後の自己観察期間中
- ・感染の予防上保護者が児童を出席させなかったとき
- ・二重在籍

### <以下の場合には「早退」となる>

- ・児童が学校にいる間に発熱した場合や、呼吸器や味覚・臭覚に異常が現れた場合は、兄弟姉妹も一緒に早退する。
- ・上記以外での早退の場合は、兄弟姉妹の早退は不要である。
- ・香港校に兄弟姉妹が在籍している場合、一方に発熱が確認されたらその兄弟姉妹も早退する。

#### 1) 家庭

- ・登校前に検温し、体温と体調を「健康観察カード」に記入する。
- ・健康観察カードは連絡帳に貼って使用する。
- ・37.4℃以上（耳：38.1℃以上）の場合や体調が悪い場合は登校を控える。
- ・学校を休む場合は、7：30までにホームページの「JIS欠席連絡フォーム」で学校に連絡をする。

#### 2) 登下校時

##### 【通学バス利用者】

バス会の指示に従う。

##### 【自主登校の児童】

送り迎えの保護者は校舎内には立ち入らない。下校時のピックアップはカバードで行う。保護者は事務局裏の通路を通ってカバードへ移動する。

### 3) 学校到着後

#### (1) 玄関 (校長・教頭・養護)

- ・児童は2列に分かれて整列し、教員または守衛から体温測定を受ける。
- ・教員は非接触式体温計で児童の体温を測定する。37.0℃以上の場合は、耳式体温計で再度測定を行う。
- ・守衛はサーモグラフィーで児童の体温を測定する。37.4℃以上のアラームが鳴った場合は、耳式体温計で再度測定を行う。
- ・耳式体温計での検温の結果、38.1℃以上の場合は、養護教諭から保護者へ連絡しピックアップを要請する。
- ・保護者到着までフイーバールーム (S I Sルーム) で待機させる。養護教諭または管理職が付き添う。
- ・フイーバールームの利用者がいた場合は、G階のトイレを発熱者専用とし一般の立ち入りは禁止とする。

#### (2) 各教室 (担任)

- ・教室や廊下の窓、ドアを開放する。
- ・登校してきた児童の連絡帳を確認する。
- ・体温の記入がない場合は、担任が耳式体温計で検温し連絡カードに記入する。
- ・健康観察を行い、咳や息切れなどの症状がないか確認する。
- ・症状がある場合は健康観察簿に記入する。咳…「セ」、息切れ (呼吸困難感) …「イ」
- ・体温が37.0℃以上の場合は健康観察簿に転記する。
- ・健康観察簿は8:35までに職員室入口に提出する (子どもに持たせてもよい)。
- ・手洗い、うがいをするよう、できるだけ密集しないよう声かけをする。
- ・水筒は一か所に密集しないように、離して置く。

## 2 授業中の配慮

### 1) 基本の対策 (全教科共通)

- ・机は1m間隔で配置する。
- ・机はすべて同一の方向 (ホワイトボードの方向) に向くように配置する。
- ・向かい合ったり、ペアやグループで活動したりしない。
- ・教材、教具の共用はしない。
- ・すべての窓、ドアを開けておき、換気扇やエアコンを使って常時換気をする。
- ・異学年が同じ場所に集まって活動することは避ける。

### 2) 各教科での配慮事項

#### (1) 体育

##### ① 屋外での体育

マスクを外してもよい。その場合は、1.5mのソーシャルディスタンスを保ちながら活動する。

##### ② 屋内での体育

マスクを着用したまま、1mのソーシャルディスタンスを保ちながら運動強度の低い活動を実施する。

##### ③ 内容の取り扱い

教育局の指示により、以下の運動は実施を見合わせる。

- ・マット運動 ・跳び箱 ・バトンを使用したリレー ・高跳び
- ・集団で行う球技 (サッカー、バスケットボール、ポートボール、ドッジボールなど)

- ※ 球技については、手指の消毒とソーシャルディスタンスの確保ができていれば、技能練習に限り実施することができる。ボールは授業後に消毒する。  
例) シュート練習、ドリブル練習、パス練習など

#### ④ その他

- ・授業開始前に必ず健康観察をする。
- ・児童の体力や健康状態を確認しながら行う。
- ・授業の後に手洗いをする。
- ・体育のある日は体操服を着て登校し、授業終了後に制服に着替える。
- ・混雑を避けるため、理科室、家庭科室、多目的室を更衣場所とする。

#### (2) 図工

- ・図工室2は使用しない。1、2年生の図工は教室で行う。
- ・授業後に手洗いをする。
- ・道具や材料を共有したり、再利用したりしない。
- ・グループでの活動はしない。
- ・道具は学校で洗わず、家に持ち帰って洗う。

#### (3) 理科

- ・対面式のテーブルしかないため、理科室での授業は行わない。
- ・教室でできる実験をしたり、実験映像の上映を行ったりする。
- ・栽培をする場合は、1mの距離を保ちながら活動する。

#### (4) 音楽

- ・音楽室へ入室する際は靴を脱ぐ。
- ・授業の前後にアルコールで手指を消毒する。
- ・マスクを着用したまま学習を行う。
- ・管楽器の演奏はしない。

#### (5) 英語

- ・入室時に廊下で並ぶ際は、1mの間隔を空ける。
- ・向かい合ったり、ペアやグループで活動したりしない。

#### (6) 家庭科

- ・対面式のテーブルしかないため、家庭科室での授業は行わない。
- ・教室で調理方法や裁縫等の指導を行う。

#### (7) パソコン室

- ・授業の前後に手指をアルコール消毒する。
- ・対面を避け間隔を空けて座る。
- ・授業終了後は、教員と児童がアルコール綿でキーボードとマウスの消毒を行う。

### 3 休憩時間中の配慮

- ・学級、学年ごとの活動を基本とし、異学年が接触しないよう配慮する。
- ・図書室の開放はしない。本の貸し出しは、学級の図書の時間に行う。
- ・密集しないよう注意して見守る。
- ・遊具を共有する遊びはしない。ただし、各教室のボードゲームについては、使い捨ての手袋を着用していれば使用できる。
- ・サッカーやバスケットボール、ドッジボールなどの球技は行わない。
- ・アルコールジェルで手指を消毒してから教室に戻る。手が汚れたときは手洗いをする。

## 4 感染予防対策

### 1) 感染対策用品の設置

- ・アルコール消毒液を玄関、各教室、廊下に設置する。
- ・ゴミ箱はすべて蓋付きにする。マスク用のゴミ箱を各階のトイレ前に設置する。
- ・ペーパータオルを手洗い場、トイレに設置する。当面ハンカチは使用しない。
- ・靴底消毒マットを玄関、トイレ、運動場出入口に設置する。
- ・各教室に予備のマスク、机、椅子消毒用のアルコール綿を設置する。
- ・消毒用品（消毒液、バケツ、ゴム手袋、雑巾）を各階に設置し、放課後各教員が自分の教室を消毒する。 ※ 午前授業の場合は清掃スタッフが行う。
- ・清掃員用の感染防止用品（キャップ、フェイスシールド、ガウン、手袋、靴底カバー）を用意する。

### 2) 保健指導

#### (1) 担任

手洗い、うがい、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの保持などについて指導を行う。

#### (2) 養護教諭

Google Classroom や保健だよりで手洗いの仕方、マスクの着脱方法、登校後の流れについて再確認する。

### 3) 手洗いの励行

- ・各階のトイレに加えて、理科室1、図工室2、家庭科室を手洗い場として開放する。1年生は2階トイレ、2年生は図工室2、3・4年生は家庭科室、5年生は理科室1、6年生は4階トイレを使用する。
- ・液体石鹸を使って丁寧に手を洗う。
- ・備え付けのペーパータオルで手を拭く。
- ・手洗いの時間を確保するよう考慮する。
- ・登校後やトイレの後、昼食前には石鹸での手洗いの後にアルコール消毒をする。
- ・手洗い場に液体石鹸、蓋付きゴミ箱を設置する。
- ・手洗い場のない教室ではアルコールを使用する。
- ・手洗いはこまめに行ったり、爪を短く切ったりして手指を清潔に保つよう指導する。
- ・手で目、鼻、口を触らないよう指導する。

### 4) マスクの着用

- ・マスクは各自で準備し、登下校時も含め常時着用する。
- ・予備を最低1枚かばんに入れておく。
- ・マスク保管用のケースやビニール袋を持ってくる。
- ・マスクは各階中央トイレ前にあるマスク専用のゴミ箱へ捨てる。

### 5) 清掃と消毒の徹底

教育局ガイドラインに従い、使用頻度が高い場所や、多数で共有する物は1日2回の消毒を行う。個人の机・椅子は共有物ではないのでこの限りではない。

#### (1) 教室

放課後、教職員が机・椅子の消毒を行う。

#### (2) 英語教室・音楽室・図工室・図書室・更衣室（理科室①・家庭科室）

- ・中休みに、清掃スタッフと保護者ボランティアが机・椅子を消毒する。  
（英語教室：清掃スタッフ、その他：保護者ボランティア）
- ・放課後に、清掃スタッフが机・椅子・床の清掃と消毒を行う。

### (3) パソコン室

授業終了後に、児童がアルコールワイプでキーボードとマウスを消毒する。

### (4) 体育館

登校前と放課後に、清掃スタッフが清掃と消毒を行う。

### (5) トイレ

中休み終了後と放課後、清掃スタッフが個室のドアとレバーを消毒する。

### (6) 手洗い場

登校後と放課後に、清掃スタッフが清掃と消毒をする。

### (7) ウォーターサーバー

- ・中休みに、清掃スタッフと保護者ボランティアが、レバーと注ぎ口の消毒を行う。
  - ・放課後に、清掃スタッフが消毒を行う。
- ※飲み口の小さい水筒は使用しない。口が大きい物やコップは使用してよい。

### (8) 手すり

- ・中休み終了後に、清掃スタッフと保護者ボランティアが消毒を行う。
- ・放課後に、清掃スタッフが消毒を行う。

## 6) ソーシャルディスタンス

香港政府より「マスクを着用しているときは人と人との間に1 m以上の距離を保つこと」が推奨されている。

## 7) ランチタイム

- ・昼食前に、石鹸を使って手洗いをする。
- ・指定された特別教室を使用し、学級ごとに昼食をとる。
- ・パーテーションを使い、同一の方向を向いて食べる。
- ・昼食の前後に、教職員がパーテーションと机を消毒する。
- ・飛沫の飛散を防ぐため、黙って食べる。

## 8) 換気の励行

- ・教室の窓とドアは常に開けておく。
- ・換気扇や扇風機を回して空気の入れ替えをする。

## 9) トイレ使用時の注意

- ・1 mの間隔を空けて並ばせる。
- ・蓋を閉めてから水を流す。各個室に掲示をして徹底させる。
- ・手洗い場は、間隔を空けて使用させる。使用不可の水道はテープで塞ぐ。

## 5 児童生徒の心のケア（別添）

世界中で感染の拡大が続く中、児童は自由が制限されたり自宅待機を経験したり、大変な日を過ごしている。日本で差別を受けた児童もいる。How are you タイムやGoogle Classroomを通して心のケアを行う。

## 6 家庭との連携

- ・学校再開前に保護者通知を配布し、感染予防措置を周知する。
- ・緊急連絡先を再確認しておく。保健調査票を配布し、変更がある場合は保護者に訂正をしてもらう。
- ・年度初めに健康調査をし、配慮事項の確認をする。  
(担任：学級分をまとめる → 養護教諭：一覧を作成し職員へ周知)  
平熱が高い、アレルギー等でアルコールの使用ができない、喘息やアレルギー等で普段から咳が出やすいなど
- ・学校を休む場合は、7：30までにホームページの「J I S 欠席連絡フォーム」で学校に連絡をしてもらう。

## 7 緊急時の対応

### 1) 体温が37.4以上の場合

#### 【担任】

児童をフイバールーム（S I S ルーム）へ移動させる。

#### 【養護教諭】

- ・管理職に相談の上、保護者へ連絡し早退させる。
- ・保護者到着までフイバールームで休養させる。
- ・兄弟姉妹がいる場合は、フイバールームの外で待機させる。
- ・G階のトイレを使用させる。フイバールームの使用者がいる場合は一般の立ち入りは禁止とする。
- ・感染防止のため、ガラス扉の外から児童を看護する。
- ・解熱後48時間を経過するまで登校できないことを保護者に伝える。
- ・必ず病院を受診するよう保護者に依頼する。

#### 【清掃スタッフ】

防護服を着用の上、トイレや廊下、階段の手すりなど該当児童が使用した場所を消毒する。

### 2) 高熱や呼吸困難など、緊急に病院受診が必要と判断される場合

#### 【担任】

- ・管理職と養護教諭に連絡する。
- ・自力で歩行ができる場合は、児童をS I S ルームへ移動させる。歩行できない場合は、無理に動かさない。

#### 【養護教諭】

- ・保護者へ連絡し、病院受診を勧める。
- ・保護者へ連絡がつかない場合は学校長の指示に従う。
- ・緊急の場合は、救急車で医療機関へ搬送する。  
※ 原則として付き添いは管理職または養護教諭が行う。通訳が必要な場合は事務局スタッフも一緒に付き添う。  
※ 救急車ででの移送の場合は大埔の公立病院へ移送されることが多い。

#### 【清掃スタッフ】

防護服を着用の上、トイレや廊下、階段の手すりなど該当児童が使用した場所を消毒する。

#### 【管理職】

必要に応じて衛生局、教育局、領事館等の関係機関へ連絡する。

## 8 教職員の健康管理

- ・出勤前に自宅で検温し37.4℃以上の場合や、体調がすぐれない場合は管理職に相談し出勤を見合わせる。
- ・学校に到着したら、守衛から体温測定を受け、指定の用紙に体温を記入する。
- ・出勤後、発熱など体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとする。
- ・上記の場合は、サービス規定に従い休暇をとる。
- ・学校では、各自で用意したマスクの着用、手洗いなど児童に準じた健康管理を徹底する。
- ・香港域外から入境した場合、強制検疫終了後の自己観察期間中は在宅勤務とし、学校に出勤してはならない。

## 9 外部の方の学校利用について

- ・守衛による検温、アルコールでの手指消毒、マスクの着用を義務付ける。
- ・来校者の体温と電話番号を記録し保管する。
- ・玄関に貼り紙をして協力を依頼する。
- ・37.4℃以上の場合に入校できない。
- ・施設の貸し出しは見合わせる。

### 1.1 緊急時のスクールバス連絡体制

バス会の指示に従う。

### 1.2 関係機関連絡先

#### (1) 香港政府衛生省

- ・DH ホットライン：2961 8968
- ・CHP ホットライン：2125 1111 / 2125 1122  
サービス時間：午前8時～深夜12時
- ・24時間健康教育インフォライン：2833 0111
- ・健康保護センター(CHP)のウェブサイト <https://www.chp.gov.hk/en/index.html>
- ・香港政府 COVID-19 指定サイト <https://www.coronavirus.gov.hk>

#### (2) 教育局

- ・新界東地域教育事務所 2639 4876
  - ・EDB ホットライン：2891 0088
- ※月～金：午前8時30分～午後6時（土・日・祝日：休業）

### 1.3 その他

本マニュアルは、香港政府教育局等の方針に従い随時見直し、更新を行う。